

フジオフード裁判シンポジウム 2023.2.18

パート・アルバイトは家計補助!?

非正規女性への差別をやっつけよう!

首都圏青年ユニオンがシンポジウム

首都圏青年ユニオンは株式会社フジオフードシステムと、コロナ禍のパート・アルバイトへの休業手当の支払いをめぐる裁判闘争を行っています。裁判の中で会社側は、パート・アルバイトは家計補助であるため休業手当を支払わなくてもよいと主張。首都圏青年ユニオンは「このような家計補助論は、女性差別・非正規差別に長年使われてきたものであり、現在も根深く残っていることがこの裁判で明らかになりました」として2月18日、フジオフード裁判を支援し、家計補助論、非正規差別、女性差別に対抗するため、シンポジウム『パート・アルバイトは家計補助?! 非正規女性への差別をやっつけよう』を開催しました。

原告の訴え

私は、株式会社フジオフードシステムが運営するカフェ『デリスタルト&カフェ』でパートとして働いています。2018年に入社し、週に4日から多い時は5日、1日5時間という勤務を恒常的に続けてきました。商業施設に入っているこのお店は、ケーキの食べ放題がうりで、60席の客席が平日でも満席になるほど人気のある店舗でした。

2020年に入り新型コロナウイルスが徐々に拡大し始め、4月の緊急事態宣言により、店舗は約2カ月の休業に入りました。その際、会社から休業補償についての説明は一切なく、不安を抱えながらの自宅待機となりました。休業となってから翌5月の給料日には約1万

円の休業補償が振り込まれていましたが、6月の給料はゼロという内容でした。

これまで得ていた毎月の収入約10万円は、そう大きくない金額ですが、2人の子供たちの保育料や食費・水光熱費に充てており、私にとってはなくてはならない収入でした。

しかし突然の休業により収入が絶たれたため、家計に大きな打撃がありました。6月から勤務できるようにはなりましたが、4月5月の収入減が影響し家計が苦しい日が続き、また、人件費削減のために大幅なシフトカットも行われ、収入が4分の1以下になる月もありました。

休業期間中、何か受けられる補償はないのだろうかと色々調べたり労働局へ問い合わせなどをしていく中で、飲食店ユニオンの存在を見つけ、パートやアルバイトでも休業補償が受けられるのだということを知りました。私と同じように収入がなくなり困っていたり、会社の杜撰な対応に不信感を抱いていたパートの仲間4人と一緒に加入し、団体交渉を行ってきましたが、会社の対応は冷たいものでした。

正社員には100%の休業手当

「休業したのは、会社判断ではないため会社に責任はなく、労基法26条にも違反していない。そのため休業手当を支払う義務はない」という回答の一方で、正社員には100%の休業手当を支払っている事実を知りました。その理由を尋ねると「正社員は生活の基盤が会社

にあり副業が出来ないため、恩恵的な給付である」と述べていました。ですが、生活のために働いているのは非正規で働く私たちも同じで、なぜ、そこで差を設けるのか納得がいきませんでした。

正社員400名

パート・アルバイト6000名

フジオフードシステムは、正社員が約400名、パートやアルバイトが約6000名と、9割を超える非正規労働者で成り立っている会社です。私が勤務する店舗も正社員は店長 1人しかおらず、他の約20名はパートとアルバイトで営業していました。店長が不在となる日や時間も多く、代わりにクレーム対応をしたり、新人スタッフの育成や店長会などへも出席し、これまで多くの業務を担ってきました。

会社を支えている多くの非正規労働者への補償を行わず、蔑ろにし、正社員にだけ補償をしているという会社の差別的な対応に、強い憤りを感じました。

1年にわたり団体交渉やストライキ、店舗前での争議行動、調停の申し立てなどを行ってきましたが、会社は誠実な対応を見せてくれませんでした。団体交渉の際には「金をくれと言えらると思うのは甘えではないか」と酷い言葉を投げられ、また、調停申し立てに対しては、調停の席に着く事すらなく、一切応じようとしらないという不誠実な対応でした。

そんな不誠実な会社の対応に嫌気がさし、1人、また1人と仲間たちは職場を去っていき、1人になってしまい孤独を感じる日もありました。ですが、コロナ禍で失業したりシフトカットに遭い、収入が半減したり休業手当を受け取れない『実質的失業者』となった方が、女性だけで100万人もいると報道で知り、これは社会的な問題でもあるのだと感じ、声を上げ続けなければいけないのではないかと、思うようになりました。

これまで私は、何か思うことがあっても『仕方がない』で諦め、声の上げ方すら知りませんでした。ですが、コロナ禍で、本当にそれで良いのだろうかと思うようになりました。今の会社には、これまでの数年間、精一杯の時間を捻出し、精一杯の労力を費やし、売り上げにも貢献してきたという自負があります。そんな中、正社員ではないから、非正規だから真っ先に切り捨てるという姿勢にはどうしても納得がいかず、闘い続ける道を選びました。

会社「シフト労働者は家計補助」

裁判の中でも会社は、「シフト制労働者は主たる生計者ではなく、家計の補助と考えるのが素直であろう」とし、休業手当の支払いを拒んでいます。

シフト制労働や非正規で働く方々には、育児や介護など、様々な家庭の事情を抱えた女性が多く存在します。正社員として働きたくても、長時間労働をすることが困難であり、非正規労働者として働かざるを得ない状況です。だからといって、低賃金や補償なし休業などの差別的な対応をしても構わないというのは、間違っているのではないかと。この裁判を通して、こうした女性非正規労働者に対する差別がない社会に向けて、一步でも二歩でも進めるように頑張っていきたいと思います。

会社側は、裁判を非公開でオンラインで行いたいと主張していましたが、これまでの期日を公開で行うことができているのは、傍聴に足を運んでくださっている皆さんのおかげです。今後行われる証人尋問に向けて、より多くの方に傍聴にお越しいただけるととても心強いです。最後まで諦めずに精一杯頑張りますので、ぜひ、ご支援よろしく願いいたします。